

労働者死傷病報告（休業4日以上、安衛則様式第23号）記入例

濁点、半濁点は1つの記入枠に記入（例えば㊦）

建設工事にかかる災害の時は必ず記入（工事件名を記載する）

日本標準産業分類の中分類を参照（統計局のHPに一覧表あり）

被災者の所属する工場や営業所、店舗等の事業場の名称を省略せずに記入する（書ききれない場合は下の空きスペースに漢字のみ続きを記入）

被災者の所属する事業場の所在地を記入（裏面参照）

休業の見込期間（報告時）を記入

災害発生時の状況、原因を具体的に記入
事業場の所在地と被災地が異なる場合（出張中の災害等）は特に具体的に記入

事業場の所在地を管轄する監督署へ報告（休業補償請求書の提出先と異なる場合あり）

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係) (表面)

810001 22110612345 土木工事業

シズオカドボク シズオカエイギョウ ショ

静岡土木株式会社 静岡営業所

葵区線新設工事

静岡市葵区追手町9-50 電話 054 (254) 6314 巖ヶ関土木株

420-8639 5人 7:平成 9:令和 9030901 0900

ロウドウ タロウ 5551215 40歳 労働 太郎 土木 20年

休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 骨折 右手第1,2指 葵区追手町地内

災害発生状況及び原因
農業用排水路新設工事現場で、U字溝を小型移動式クレーンを用いて設置する作業中、つり具の荷に合わせた調査が不十分であったため、これに気付いた被災者が荷の下に立ち入った瞬間、U字溝がつり具からはずれ落下し、被災者が下敷きとなった。
工期：令和〇年△月□日から 令和〇年◆月▼日まで

略図(発生時の状況を図示すること。)

報告書作成者 安全課長 安全一郎

3年 9月 1日

静岡県 労働基準監督署長殿

事業者職氏名 静岡土木株 代表取締役 厚生 労働

受附印

製造業等の構内下請事業場、建設工事の関係請負人が被災した場合は、必ず記入（建設工事の場合は、裏面参照）

派遣労働者が被災した場合に記入（裏面参照）

左記職種における通算経年数（1月未満は0月で記入）

災害発生場所と事業場の所在地が異なる場合は、住所や訪問先の名称等を具体的に記入（道路貨物運送業で荷主先等にて被災した場合は、被災した場所の事業場名を記入）

被災者が外国人の場合は、「国籍・地域」と「在留資格」を記入（裏面参照）

問い合わせる場合があるため担当者の職氏名を必ず記入

報告者は、被災者が所属する事業場の事業主

略図はできる限り具体的に記入し、のりやテープで写真などを貼り付けない

提出期日：災害発生後遅滞なく（労働安全衛生規則第97条）

提出部数：1部（報告書の控えが必要な場合は、提出時に当該報告書の写（コピー）を御用意ください。

また、郵送の場合は返信用封筒（宛名記入・切手貼付済）と写を同封してください。）

※派遣労働者が被災した場合、派遣先事業場、派遣元事業場の両方が、労働者死傷病報告を提出する必要があります。

HPから印刷したものをを使用する場合は、「印刷時の注意事項」を必ずお読みの上、印刷してください。

派遣労働者が被災した場合

	派遣先事業場	派遣元事業場
提出先	派遣先の所轄署	派遣元の所轄署
労働保険番号	派遣先の番号	派遣元の番号
事業場の名称	派遣先の名称	派遣元の名称
事業場の所在地	派遣先の所在地	派遣元の所在地
派遣先郵便番号	派遣先郵便番号	派遣先郵便番号
派遣先の事業場の名称	派遣先の事業場の名称	派遣先の事業場の名称
提出事業場の区分	派遣先欄に○	派遣元欄に○
労働者数	派遣先労働者数	派遣元労働者数
事業者職氏名	派遣先の事業者職氏名	派遣元の事業者職氏名

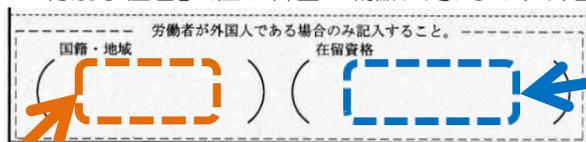
建設工事に係る災害の場合

提出先	原則工事現場所在地の管轄署
労働保険番号	元方事業者（元請）の保険番号
事業場の名称	被災労働者の所属事業場の名称
工事名	元方事業者（元請）の工事件名
事業場の所在地	工事現場所在地（または被災労働者所属事業場の所在地）
労働者数	被災労働者の所属事業場の入場者数
建設業の場合は元方事業者の名称	元方事業者（元請）の名称
被災地の場所	現場の住所を具体的に記入
災害発生状況	状況、原因（工期の記入も）
事業者職氏名	被災労働者所属事業場の事業者

被災労働者が外国人の場合

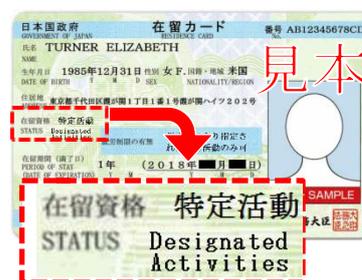
※在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）など、外国人雇用状況の届出制度の対象外の方は、記入の必要はありません。

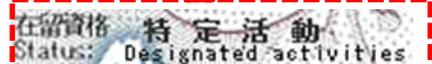


在留資格

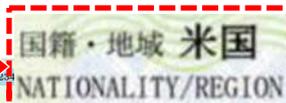
▼在留カード



▲上陸許可証印



国籍・地域



◀在留カード

★ 在留カードまたは旅券（パスポート）上の「国籍・地域」欄を転記してください。

★ 在留カードまたは旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書（右参照）で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動タイプ

- ・ 特定活動（ワーキングホリデー）
- ・ 特定活動（EPA）
- ・ 特定活動（高度学術研究活動）
- ・ 特定活動（高度専門・技術活動）
- ・ 特定活動（高度経営・管理活動）
- ・ 特定活動（高度人材の就労配偶者）
- ・ 特定活動（建設分野）

- ・ 特定活動（造船分野）
- ・ 特定活動（外国人調理師）
- ・ 特定活動（ハラール牛肉生産）
- ・ 特定活動（製造分野）
- ・ 特定活動（就職活動）
- ・ 特定活動（その他）



★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。（例）技能実習1号イ など